

議案第74号

前橋市国民健康保険税条例の改正について

令和2年6月11日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第10項及び第11項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。